

議案第 13 号

北本市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部改正について

北本市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 22 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

北本市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和 54 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 2 条の 2 第 1 号中「第 26 条の 2 第 1 号若しくは第 2 号」を「第 17 条第 2 号若しくは第 26 条の 2 第 1 号」に、「第 1 条第 9 号」を「第 14 条第 3 号」に、「収容されている」を「入所している」に改める。

第 6 条中「これらの日」を「その日」に改め、「失った日」の次に「又は第 2 条の 2 各号に該当した日」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 第 2 条の 2 各号に該当した者が同条各号に該当しなくなった場合の手当の支給は、当該該当しなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。